

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1. 対象事業の目的

化石燃料の燃焼に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減を目的として、代替エネルギー供給源として注目されるのが太陽光、風力、地熱、小水力をはじめとする再生可能エネルギーである。これらは純国産のエネルギー供給源であることから、エネルギーセキュリティーの観点からも活用が期待されている。

そうした中、国においては、平成30年7月に「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定され、2030年、2050年に向けた方針が示された。この中で再生可能エネルギーは主力電源化への方向性が示されており、今後さらなる導入促進が期待される。

愛媛県では、「愛媛県地球温暖化防止実行計画」が平成29年に改定され、「地球にやさしいエネルギーの導入拡大」として、「風力発電の導入加速化」が謳われ、適切な環境保全措置を担保した上で、効率的な審査に努め、環境影響評価手続きの迅速化を図るとされている。

高知県では、平成28年に「高知県新エネルギービジョン（平成28年度～平成32年度）」が改定され、風力発電の導入目標として、平成26年度時点の36,150kWに対して、平成32年度に87,270kW（平成26年度比2.4倍）、平成37年度に103,270kW（平成26年度比2.9倍）を掲げ、「新エネルギーのさらなる導入促進」、「新エネルギーを地域振興に生かす」の基本方針のもと、取組みが推進されている。また、梶原町では、「梶原町環境モデル都市行動計画」（平成26年）において、「エネルギー構造変革と地域内自給により、自立する地域社会としての低炭素社会」を目標に風力発電の導入を位置付けている。

本事業は、国の政策、愛媛県や高知県の取組みにも即する形で、当該地域の資源である風力を活用したクリーンエネルギーを供給することにより地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献するとともに、地元自治体の活性化に寄与することを目的とする。

2.2. 対象事業の内容

2.2.1 特定対象事業の名称

（仮称）西予梶原風力発電事業

2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

風力（陸上）

2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

- ・風力発電所出力 : 最大163,400kW程度
- ・風力発電機の基数 : 単基出力4,300kW(定格出力、予定)を38基程度

2.2.4 対象事業実施区域

- ・対象事業実施区域：愛媛県西予市城川町他及び高知県高岡郡梶原町文丸他
- ・対象事業実施区域の面積：約2,085ha

対象事業実施区域の位置は図2.2-1及び図2.2-2に、対象事業実施区域及びその周囲の状況（衛星写真）は図2.2-3に示すとおりである。なお、図2.2-2に示す「対象事業実施区域（風力発電機等設置範囲）」及び「対象事業実施区域（搬入路）」を合わせて「対象事業実施区域」とする。また、対象事業実施区域（風力発電機等設置範囲）のうち、地形条件や風況状況を踏まえた上で、風力発電機の設置が想定される尾根部を「風力発電機設置位置」とした。

3.2.6 下水道の整備状況

関係地域の平成 29 年度末の下水道の整備状況は表 3.2-13 に示すとおりである。

表 3.2-13 下水道処理人口普及率（平成 29 年度末）

市町名	行政区域人口(人)	処理区域人口(人)	普及率(%)
愛媛県大洲市	43,925	7,267	16.5
愛媛県西予市	38,506	9,217	23.9
高知県高岡郡梶原町	3,556	1,153	32.4

注) 愛媛県北宇和郡鬼北町においては、平成 29 年度末現在、下水道事業が未着手となっている。

出典：「えひめの下水道」（愛媛県土木部都市整備課 HP <http://www.pref.ehime.jp/h41300/5745/gesui/>）

「高知県の汚水処理人口普及状況」（高知県土木部公園下水道課 HP

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/2016091500136.html>）

3.2.7 廃棄物の状況

平成 26 年度における愛媛県及び高知県における産業廃棄物処理・処分状況を表 3.2-14 に示す。愛媛県は排出量が 7,526 千 t であり、4,949 千 t が減量化、2,253 千 t が再生利用され、274 千 t が最終処分されている。高知県は排出量が **1,144 千 t** であり、356 千 t が減量化、746 千 t が再生利用され、42 千 t が最終処分されている。

図 3.2-7 に示す対象事業実施区域及びその周囲 50km 以内の市町村における産業廃棄物処理業者数は表 3.2-15 に、関係地域における産業廃棄物処理業者の概要は表 3.2-16 に示すとおりである。

表 3.2-14(1) 愛媛県における産業廃棄物処理・処分状況（平成 26 年度）

(単位：千 t)

業 種	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合 計	7,526	2,253	4,949	274
農業	828	799	0	0
建設業	713	515	96	98
製造業	4,942	753	4,062	122
電気・水道業	924	114	757	40
その他	120	72	33	14

注) 千 t 未満の量は、表中では 0 と記載している。また合計については、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

出典：「第四次えひめ循環型社会推進計画」

表 3.2-14(2) 高知県における産業廃棄物処理・処分状況（平成 26 年度）

(単位：千 t)

業 種	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合 計	1,144	746	356	42
建設業	458	433	7	19
電気・ガス・熱供給・水道業	417	99	317	1
製造業	122	95	18	9
サービス業（他に分類されないもの）	75	67	3	5
卸売業、小売業	28	27	0	0
その他	44	26	11	8

注) 千 t 未満の量は、表中では 0 と記載している。また合計については、四捨五入しているため、一致しない場合がある。

出典：「第 4 期高知県廃棄物処理計画」

ウ. 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 50 号）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2-23 に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-24～表 3.2-26 に示すとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに水域類型が設けられ、基準値が定められており、対象事業実施区域及びその周囲においては、「肱川水域(甲)」（A 類型）、「肱川水域(乙)」（AA 類型）、「広見川水域(甲)」（AA 類型）、「梶原川」（A 類型）及び「仁淀川(甲)」（AA 類型）が類型指定されている。

表 3.2-23 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項 目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性・亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 46 号）

表 3.2-24 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄にかかげるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄にかかげるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄にかかげるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄にかかげるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄にかかげるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-
備考						
1. 基準値は日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水生生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄にかかげる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄にかかげる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考				
1. 基準値は、年平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 46 号）				

表 3.2-25 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

(天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1 mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15 mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
3. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水生生物用
 - 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水生生物用
 - 水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。)
 - 3 水産1級 : サケ科魚類及びアユ等の水生生物用並びに水産2級及び水産3級の水生生物用
 - 水産2級 : ワカサギ等の水生生物用及び水産3種の水生生物用
 - 水産3級 : コイ、フナ等の水生生物用
 - 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成31年環境省告示第46号)

表 3.2-26 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考
 1. 基準値は、日間平均値とする。
 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正:平成31年環境省告示第46号)

オ. 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 50 号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-28 に示すとおりである。

表 3.2-28 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

「土壌汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 31 年環境省告示第 48 号)

カ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日号外法律第 72 号)に基づき全国一律に定められており、表 3.2-29 に示す基準が定められている。

表 3.2-29 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号)

ウ. 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日号外法律第 72 号)に基づき、表 3.2-41～表 3.2-46 に示すとおり特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲では、振動に係る規制地域の指定はない。

表 3.2-41 振動規制法に基づく規制地域の指定市町村

県名	指定市	指定町
愛媛	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、大洲、伊予、四国中央、東温	—
高知	高知、室戸、安芸、須崎、四万十	いの

出典：「平成 29 年度振動規制法施行状況調査」(環境省、平成 31 年 3 月)

表 3.2-42 特定工場等において発生する振動の規制基準

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 65 号)

区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	60dB 以上 65dB 以下	55dB 以上 60dB 以下
第 2 種区域	65dB 以上 70dB 以下	60dB 以上 65dB 以下

注 1) 第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 2) 愛媛県及び高知県における昼間及び夜間の時間帯は、昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00 である。

表 3.2-43 振動規制法に基づく特定施設

「振動規制法(法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 1)」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日号外法律第 72 号)

特定施設	
1	金属加工機械
イ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ロ	機械プレス
ハ	せん断機(原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。)
ニ	鍛造機
ホ	ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。)
6	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チッパー(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
7	印刷機(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3.2-44 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法(法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 1)」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日号外法律第 72 号)

区域の区分	規制種別	基準値	作業可能時刻	最大作業時間	最大連続作業日数	作業日
第 1 号区域		75dB	午前 7 時～午後 7 時	1 日あたり 10 時間	連続	日曜日その他の休日を
第 2 号区域		以下	午前 6 時～午後 10 時	1 日あたり 14 時間	6 日間	除く日

注 1) 「区域の区分」については、「表 3.2-35 特定建設作業に係る騒音の区域及び振動規制法施行規則による区域の指定」と同様。

表 3.2-45 振動に係る特定建設作業

「振動規制法(法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 2)」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日号外法律第 72 号)

作 業	
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物そのたの工作物を破壊する作業
3	舗装版破壊機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)